

社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団

役員及び評議員に対する報酬及び費用弁償に関する規程

経 過

平成 17 年 7 月 25 日制定  
平成 19 年 4 月 1 日一部改正  
平成 20 年 4 月 1 日一部改正  
平成 29 年 6 月 7 日一部改正

平成 17 年 8 月 1 日施行  
平成 19 年 4 月 1 日施行  
平成 20 年 4 月 1 日施行  
平成 29 年 6 月 7 日施行

## 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団役員及び評議員 に対する報酬及び費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団役員及び評議員に対する報酬及び費用弁償規則（以下「規則」という。）第 2 条及び第 3 条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第 2 条 規則第 2 条第 1 項に規定する役員及び評議員の報酬は、次の表に定めるとおりとする。ただし、盛岡市の職員の職にある役員には支給しない。

区 分	報 酬 の 額
理 事 長	月額 30,000 円
副 理 事 長	月額 15,000 円
理 事	日額 5,000 円
評 議 員	日額 5,000 円
監 事	日額 5,000 円
監 事	年額 50,000 円

2 年額の報酬を受ける監事の報酬は、就任している年度について支給する。また、年度の中途において就任、退任した場合には、就任していた月に応じ月割した額とする。

3 月額報酬を受ける役員報酬は、就任の月から退任の月まで支給する。

ただし、退任の日の属する月の途中で再任された場合には、再任に係る月分の報酬は、支給しない。

4 第 1 項に規定する報酬の支給日は、日額報酬にあつては勤務した当日とし、月額報酬にあつては事業団職員に対する給料の支給の例とし、年額報酬にあつては、該当年度末とする。

(費用弁償)

第 3 条 規則第 2 条第 3 項に規定する旅費については、社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団職員旅費規則の例による。

ただし、監事が出納調査に出席したときは、日額 5,000 円の費用弁償を支給する

附 則

この規程は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 7 日から施行する。